

裁 決 書



審査請求人



処 分 庁

墨 田 区 長

審査請求人が平成30年8月27日付けで提起した区政情報の部分公開決定処分を取り消し、非公開とされた部分の一部の公開を求める審査請求について、墨田区行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る部分公開決定処分について、処分庁が非公開とした区政情報のうち、契約金額及び契約単価（以下「本件情報」という。）については非開示決定を取り消す。その余の部分については、本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年8月8日付けで処分庁に対し、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、「平成30年1月1日以降、墨田区と〇〇弁護士（以下「本件弁護

士」という。)との間で交わされた訴訟委任契約書及びその起案書」について公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 処分庁は、本件公開請求に対して、公開できない部分及びその理由を以下のとおりとして部分公開を決定し、平成30年8月24日付けで区政情報部分公開決定通知書(30墨総総第727号。以下「本件通知書」という。)を審査請求人に送付した。

(1) 個人の氏名、郵便番号、住所、印影、電話番号、FAX番号、個人に関する訴訟の事件番号その他当該個人に関する記載

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため(条例第6条第2号)

(2) 契約金額、契約単価

事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(条例第6条第3号)

(3) 弁護士の印影

当該事業を営む個人の印影は、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造され、当該事業を営む個人の利益の得喪等に係る書類の作成に悪用されるおそれがあるため(条例第6条第3号)

3 なお、上記2の部分公開決定のうち、(2)の本件情報については、本件弁護士の情報でもあったことから、処分庁においては、条例第14条第1項に基づき、本件弁護士に意見書を提出する機会を与えることとし、平成30年8月10日付け30墨総総第673号にて照会を行った。これに対し、本件弁護士から同月23日付けで公開決定等に係る意見書が提出されたため、処分庁では、当該意見書の内容を検討材料とした上で、本件情報について条例第6条第3号に該当するものと判断した。

4 審査請求人は、当該部分公開決定(以下「本件処分」という。)を不服とし、

本件処分を取り消し、非公開とされた区政情報のうち、本件情報の公開を求める審査請求書を平成30年8月27日付けで郵送し、同月28日に当庁に到達した。

- 5 当庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年10月4日付けで弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。
- 6 その後、当庁は、令和元年11月1日付けで審査会の答申を得て、同月28日付けで審理手続を終結した。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成30年8月27日付け）、反論書（同年10月8日付け）及び意見書（同年10月13日付け）において、次のとおり本件処分を取り消すよう求めている。

##### (1) 審査請求の趣旨

処分庁が平成30年8月24日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、本件情報を公開するよう求める。

##### (2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、公にすることにより、今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、本件情報を非公開とする処分を行った。

しかし、弁護士の報酬額等の契約金額の公開は、個人の権利、競争上の地位、正当な権利を害するものではなく、むしろ、公正で民主的な区政の運営、適正な財政支出等を区民が知る権利を保障するため、また、区の諸活動に関し区民に説明する責務を全うするために必要である。

イ 京都市情報公開審査会答申（平成20年4月17日答申第82号）では、弁護士の報酬額については公開すべきと判断しており、その理由は、以下の

- ように要約される。
- (ア) 最高裁平成8年7月19日判決以降、他都市において公開されている事例があり、それによって当該弁護士の活動に具体的な支障が生じているとは認められない。
  - (イ) 弁護士法改正に伴い、個々の弁護士が自ら報酬に関する基準を整備し、かつ自己の報酬に関する情報を広く知らしめるよう努めることとなったため、これが明らかになることによって、当該弁護士が競業している弁護士や当該弁護士に依頼をしようとする第三者から、その能力についての誤解を受けるとは考えられない。
  - (ウ) 他の公共事業に要する額と同様に公金の支出に関する情報であり、納税者に対する説明責任がある。
  - (エ) 他都市において公開されていること、また、京都市が行う他の公共事業に要する額が公開されていることにより、特段の支障が生じているとは認められず、弁護士の報酬額を公開しても信頼関係が著しく損なわれ、今後の争訟事件の処理という市の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じるとは認められない。
- ウ 神戸市情報公開審査会答申（平成14年11月29日答申第74号）でも、弁護士の報酬額を公開しても、当該弁護士の事業活動に支障が生じるとは認められないから公開すべきと判断している。
- エ 本件弁護士の競争上又は運営上の地位が具体的に侵害されると認められる場合のみに非公開とすべきであり、これが認められるか否かは、公にした場合に生じる影響について客観的に判断すべきであるが、具体的な侵害やその影響についての客観的な判断が全くなされていない。
- オ 墨田区が適正金額として決定した弁護士の報酬額の公開が、なぜ今後の他の依頼者との委任契約の交渉等に支障を来すものと認められたのか、具体的に明らかにすべきである。本件情報の公開により、他の依頼者との信頼関係

が損なわれ、当該弁護士の事業活動が害されることはなく、また、報酬額の多寡をもって他の弁護士が区に対して不信感を抱き、区の争訟に係る事務の円滑な執行に支障を及ぼすこともない。

カ 条例第6条第3号「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」に基づき、審査請求人等の人権・生命・財産を保護するため、委任契約における本件情報を公開すべきである。

キ 一般に契約は社会的妥当性（公序良俗に反しない）及び客観的合理性（適正金額）が要求されるものである。本件の場合は公金の支出を伴う行政契約なのでさらに厳格に適用されるべきである。委任契約における本件情報の金額は、公金の支出に関する情報であり、公開することにより納税者に対して説明責任（契約の社会的妥当性及び客観的合理性）を果たすことになるので、公開されるべきである。

ク 弁明書では、委任契約に係る争訟事件の内容及び本件弁護士を選任した理由などの事実関係について一切述べられていない。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（平成30年9月14日付け）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

### (1) 本件に係る法令等の定め

条例第6条本文は、「実施機関は、・・・公開請求（・・・）があったときは、当該公開請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報・・・が記録されている場合を除き、公開請求をした者（・・・）に対し、当該区政情報を公開しなければならない」と、同条第3号は、「法人（・・・）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営

む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

判例では、条例第6条第3号と同趣旨を定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第2号イについて、「個別具体的な記載文言等から当該法人等の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるかが明らかにされなければならないとすることは、結果的に当該行政文書の開示を要求するというに等しく、不開示情報を定めた情報公開法の趣旨に反することは明らかである。そうすると、・・・当該情報が、どのような法人等に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益等を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当である」（東京地裁平成16年12月24日判決／平成15年（行ウ）第597号）とし、また、「法人やそれが属する業界の多種、多様な種類、業態、性格、商圈その他の諸要素を勘案し、当該法人について問題となる利益の内容、性質をも考慮した上、それに応じて、当該法人の権利の保護の必要性の内容、程度等の諸事情を検討して行う必要がある」（名古屋地裁平成18年10月5日判決／平成17年（行ウ）第37号・平成17年（行ウ）第44号）としており、条例第6条第3号においても同様に解することが相当である。

## (2) 本件処分の検討

条例第6条第3号の該当性について

ア 本件通知書には、本件情報について、公開することができない部分として記載するとともに、その理由として、「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第6条第3号）」と記載した。

- イ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第45条に基づき設立され、同法第47条において全ての弁護士が会員となることとされている日本弁護士連合会は、同会の弁護士の報酬に関する規程（平成16年2月26日会規第68号。以下「規程」という。）第2条で、「弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならぬ」と定めており、規程第3条において、個々の弁護士が報酬基準を作成することとしている。
- ウ 規程第2条は、弁護士が取り扱う事件は、個々の事案の性質が一樣ではなく、規程第3条に基づく報酬基準を作成しつつも、事件によって報酬の差異が生じ得ることを前提とするものと解される。各法律事務所のウェブサイトにおいても、一定の報酬基準は設定するものの、事件の事情によっては、報酬基準による報酬額を減額又は増額できる場合があるとする内容の案内が表示されているものが多い。
- エ また、規程第5条では、法律事務を受任するに際し、委任者に対して報酬等の費用について説明を義務付けているところ、契約当事者以外への情報開示については、規程第6条で、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」とする努力義務にとどまり、必ずしも情報の全てを開示することを義務付けていない。
- オ つまり、情報公開制度の運用においては、弁護士の報酬の公開の可否について、事件の事情によって異なる判断が生じ得るということができる。
- カ 他の自治体等の事例では開示となっている判断も見受けられるが、総務省情報公開・個人情報保護審査会答申（平成30年2月7日／平成29年度（独情）答申第55号及び第56号）等、直近の事例においても非公開の判断を妥当とするものが見受けられる。
- キ 本件処分に当たり、処分庁が、本件弁護士から提出された公開決定等に係る意見書の内容及び事件の事情等を総合的に勘案した結果、当該事件につい

ては、本件情報が明らかになると、本件弁護士の今後の委任契約の交渉等に支障を来すものと認められた。

ク したがって、本件情報は、条例第6条第3号に該当する。

## 理 由

1 本件処分において非公開とされた本件弁護士と墨田区との間の委任契約における本件情報は、条例第6条第3号が定める非公開情報に該当するのか検討する。

同号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非公開情報と定めるが、この「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」との規定は、当該情報が公開されることにより当該個人の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上等の地位が当該情報の公開によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を意味するものと解するのが相当であり、その判断は当該情報の内容・性質を始めとして、当該個人の事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等の諸般の事情を考慮して行わなければならない（東京地裁平成6年11月15日判決／平成4年（行ウ）第205号）。

2 これを本件についてみると、事業を営む個人は弁護士であるが、弁護士業務における契約金額などの報酬については、日本弁護士連合会の規程において、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」と定められており、むしろ、弁護士が報酬に関する情報を積極的に公開することを求めている。

また、本件情報は墨田区と弁護士との間の委任契約に定める契約金額であるが、一般に、区民の知る権利を尊重するべく、墨田区が行う公共事業などの随意契約において、その契約金額は条例により公開すべき情報と考えられているところ、

弁護士との委任契約についてだけ、その契約金額を非公開とすべき特段の事情を認めることは困難である。このように、本件情報の内容・性質等に照らし、これを公開することによって本件弁護士の競争上等の地位が侵害されると認められる事情は見当たらない。

3 また、本件弁護士と墨田区との間の委任契約をみると、その内容は、一定の期間を定めてその期間中に提起された特定の個人と墨田区との間の訴訟について、一括して委任の条件を定めたものであり、非公開とされた「着手金（単価契約）」及び「報酬金（単価契約）」の金額部分は、訴訟1件当たりの着手金及び報酬金の金額を定めたものと認められる。確かに、委任契約締結に当たり、弁護士の報酬額や単価の定め方において、報酬の種類を選択、単価額の設定及び計算方法などが弁護士間の競争上重要な要素となり、これが公開されると当該弁護士の競争上の地位に影響を与える場合がないとはいえない。しかし、本件情報は、単に着手金及び報酬金を訴訟1件当たりの単価として定めたものに過ぎず、この定め方に、弁護士業務の営業機密やノウハウに属するような競争上重要な要素などが含まれているとは認められず、これを非公開として保護すべき事情はない。

4 処分庁は、「当該事件については、本件情報が明らかになると、本件弁護士の今後の委任契約の交渉等に支障を来すものと認められた」と非公開決定の理由を述べる。

しかし、日本弁護士連合会の規程第2条は、「弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならぬ」と定め、事件ごとの事情により報酬の金額が異なることになることを認めている。本件の委任契約の対象となった訴訟は、訴額10万円の訴訟であり、その請求原因の内容、訴訟に至る経緯、同一当事者間に複数の訴訟が係属することを予定した委任契約の定めなどを考慮すれば、本件情報の金額が、事件ごとの事情により定められる適正・妥当な弁護士の報酬額の範囲を逸脱しているとは認められない。

したがって、本件情報を公開することにより、今後の委任契約の交渉等に支障を来すと認められる事情はなく、本件弁護士の競争上等の地位が具体的に侵害されることが客観的に明白であると認めることはできない。

## 5 結論

以上のとおり、本件情報を公開すべきであるとの審査請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月26日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和元年12月26日

墨田区長 山 本 亨